

「公共交通乗って ecoh（行こう）！」県民運動実施要綱

（趣旨）

第1条 人口減少や高齢化の加速化、コロナ禍等による減便や利用者減少など厳しい状況におかれている公共交通機関の利用促進にむけた意識の醸成を県民運動として推進することを目的とする。

（実施主体）

第2条 みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会（以下、「協議会」という。）とする。

（参加対象）

第3条 県内に事業所を有する企業、団体（任意団体も含む）及び協議会を構成する団体のうち、本運動の趣旨に賛同し、所定の様式により参加宣言を行い、認定証の交付を受けたもの（以下、「企業等」という。）とする。

（実施期間）

第4条 令和4年5月16日以降とし、終期は設けない。

（届出）

第5条 本事業に参加する事業者は、宣言届出書（様式第1号）に必要な事項を記載し、公共交通の利用促進宣言を行うものとする。

（認定・公表）

第6条 協議会は、前条の届出内容が第1条の趣旨に合致するときは認定証（様式第2号）を届出事業者へ交付する。

2 企業等の名称、認定された取組内容等について、鳥取県のホームページやSNS等を通じて公表を行う。

（企業等の取組）

第7条 認定された企業等は、次に掲げる取組を実施するものとする。

（1）企業等が公共交通の利用促進に向けて取組む内容を宣言し実施する。

（2）宣言した内容を社内等に掲出するなどし、従業員等に周知を図る。

（3）会社案内（ホームページ等）において、公共交通でのアクセス方法を表記する。

2 認定された企業等は、原則として本運動に関する取材等に対して協力するものとする。

（取組への支援）

第8条 協議会は、別に定めるところにより、企業等の公共交通の利用促進の取組を支援するものとする。

（欠格事由）

第9条 次に掲げる者は本事業に参加することができない。

（1）役員等（法人である場合にはその役員またはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの。

（2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関わっている等、暴力団員と関与することが認められるとき。

(3) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

(4) その他、公序良俗に反する等、会長が欠格と判断した場合

2 協議会は、企業等が前項に定める事柄に該当すると認めるとときは、認定を取り消すことができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 5 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 7 月 5 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

公共交通乗って ecoh（行こう）！宣言届出書

みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会 会長 様

記入日：令和 年 月 日

企業・団体名	フリガナ	代表者名	フリガナ
所在地	〒		
HP アドレス			
業種名		従業員数	

次のとおり、公共交通の利用促進する取組をおこなうことを宣言します。（該当する項目に□をご記入ください）

宣言日	令和 年 月 日
宣言内容	<p><input type="checkbox"/> () の際の（鉄道・バス ※）利用を積極的に促進します ※鉄道・バス、どちらかに○をつけてください</p> <p><input type="checkbox"/> 通勤に関する公共交通の利用拡大に努めます</p> <p><input type="checkbox"/> 出張や会議等での公共交通の利用拡大に努めます</p> <p><input type="checkbox"/> 公共交通の時間を考慮した会議等の設定を行います</p> <p><input type="checkbox"/> 公共交通利用に資する企画を実施し公共交通利用を促進します</p> <p><input type="checkbox"/> 来訪者への公共交通利用を促進します</p> <p><input type="checkbox"/> 懇親会、親睦会やレクリエーションなど福利厚生等での公共交通の利用に努めます</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の取り組みがあれば自由にご記入ください</p>
<p>※参考資料などがありましたら、あわせて添付してください</p> <p>・上記宣言を事務所に掲示するなど、社員・職員等へ周知し展開を図ってください。</p> <p>・企業・団体においても「ノーマイカー運動」等を実施し、公共交通利用の意識醸成を図ってください。</p> <p>※自治体等が実施する運動を活用してもかまいません。</p>	

※県 HP・SNS（鳥取県地域交通政策課の公式ツイッター）に共有させていただきます。

担当者連絡先	所属・役職		ご担当者氏名	
	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			

様式第2号（第6条関係）

公共交通乗って ecoh（行こう）！宣言 認定書

様

みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会 会長

令和 年 月 日付で申請のあった、乗って ecoh（行こう）！宣言について、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

No.	宣言日	令和 年 月 日
宣言内容		<input type="checkbox"/> () の際の（鉄道・バス ※）利用を積極的に促進します <input type="checkbox"/> 通勤に関する公共交通の利用拡大に努めます <input type="checkbox"/> 出張や会議等での公共交通の利用拡大に努めます <input type="checkbox"/> 公共交通の時間を考慮した会議等の設定を行います <input type="checkbox"/> 公共交通利用に資する企画を実施し公共交通利用を促進します <input type="checkbox"/> 来訪者への公共交通利用を促進します <input type="checkbox"/> 懇親会、親睦会やレクリエーションなど福利厚生等での公共交通の利用に努めます <input type="checkbox"/> 上記以外の取り組み

※県ホームページ・SNS（交通トリッパー ※鳥取県地域交通政策課の公式アカウント）には、企業名、企業 HP の URL を掲載します。

※原則として、県民運動に関する報道等の取材に対して協力いただくようお願いします。